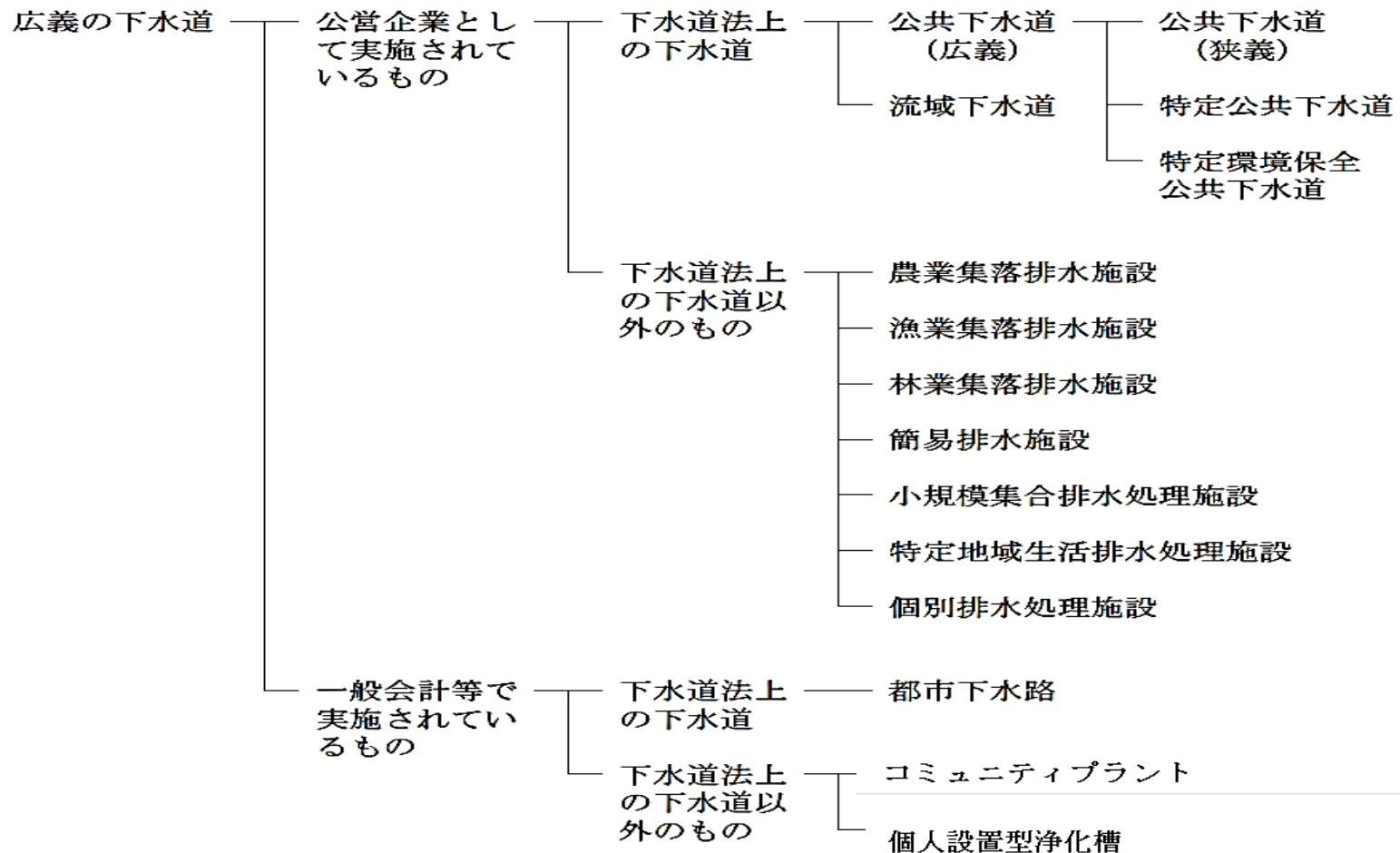
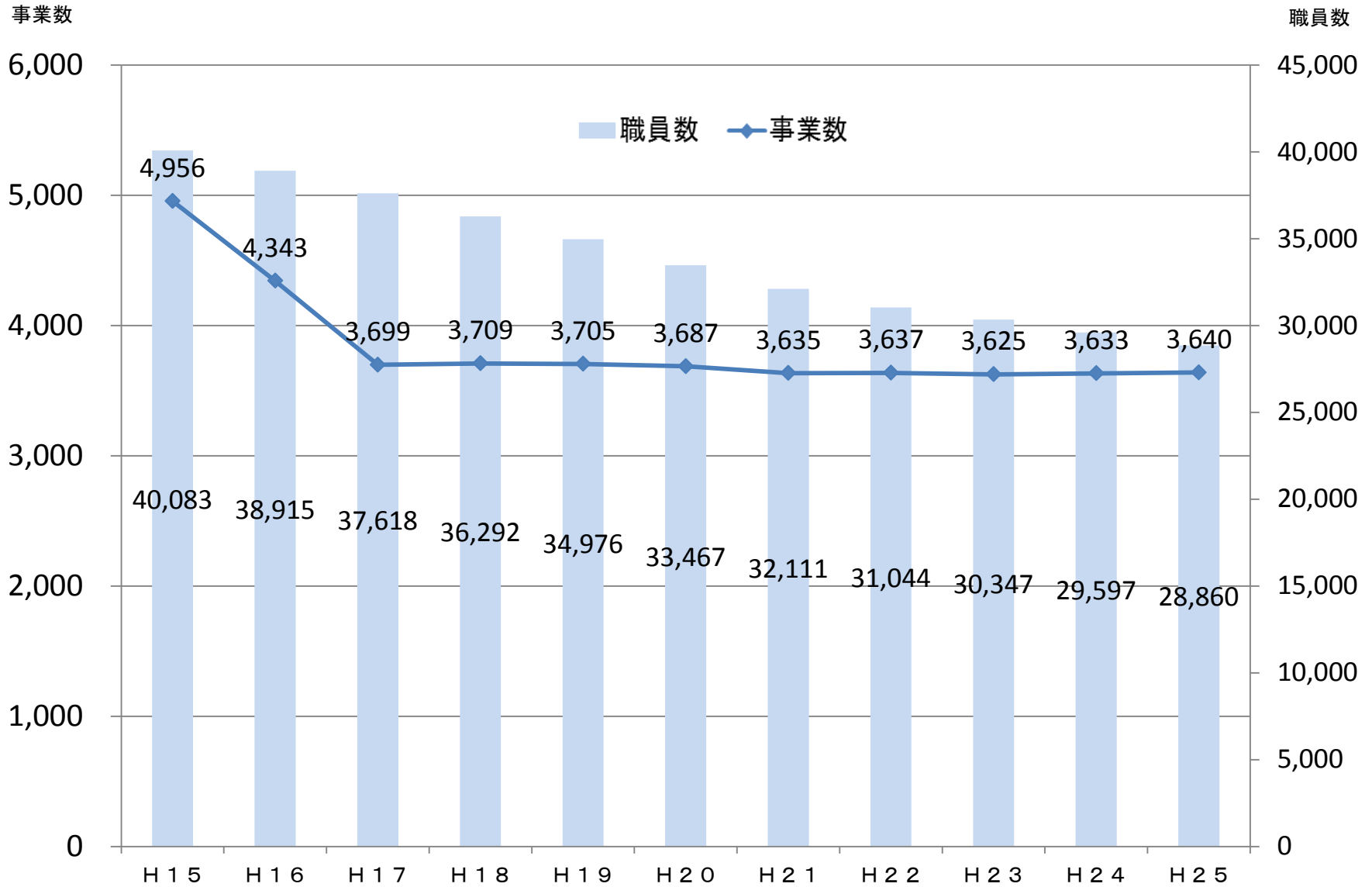


下水道事業の種類

下水道事業は、国交省所管の下水道法における「公共下水道」、「流域下水道」、「都市下水路」の3種類と、下水道に類似するものとして、農林水産省所管の「農業集落排水事業」や環境省所管の「合併処理浄化槽（特定地域生活排水処理施設）」、単独事業として「小規模集合排水処理施設」、「個別排水処理施設」などの汚水処理施設がある。



事業数と職員数の推移



事業種類別・経営主体別事業数(平成25年度)

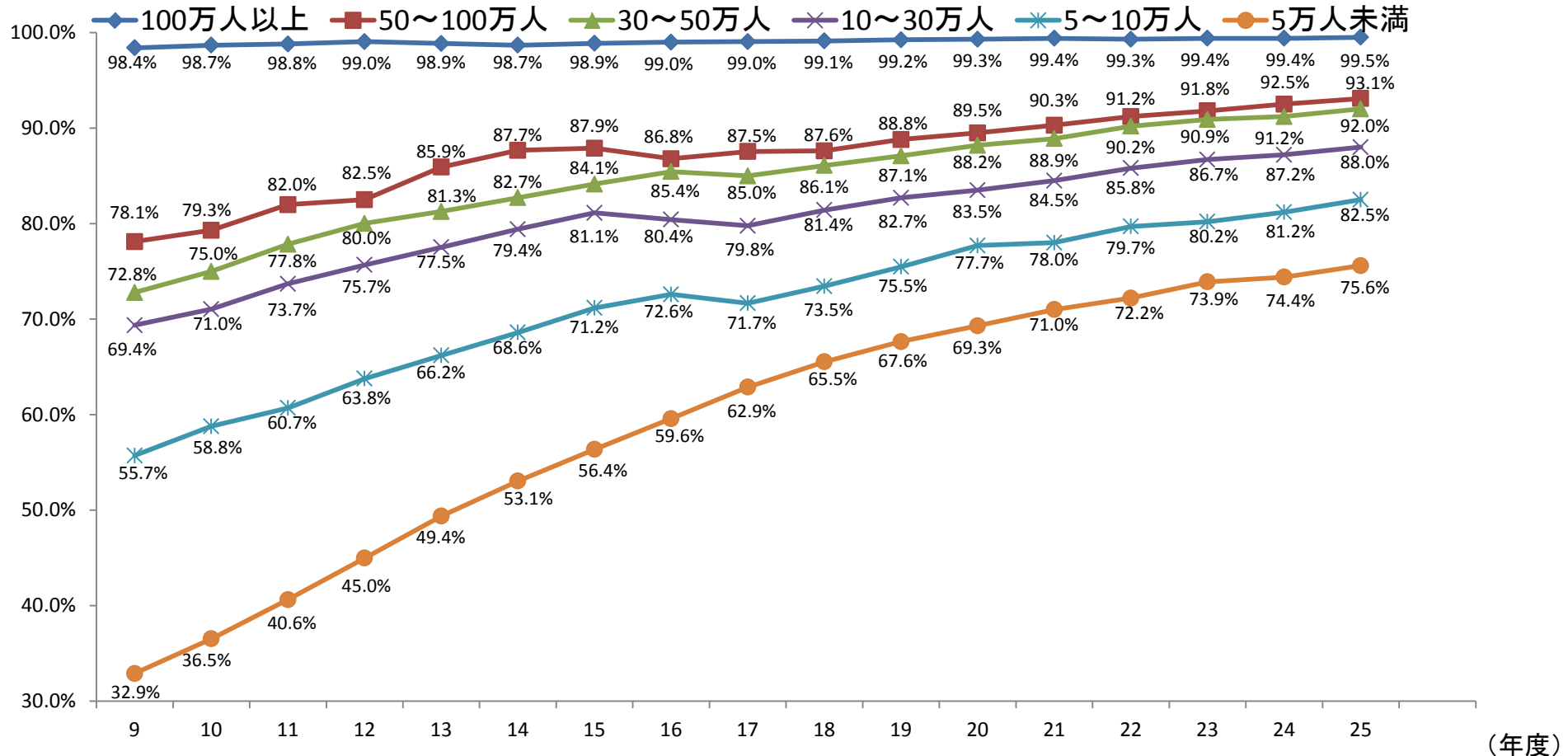
(事業数)

事業種類 経営主体	公共	特環	特公	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	4	21	3	42	10	1	0	0	0	0	0	81
指定都市	20	11	0	0	12	2	0	0	0	4	1	50
市	718	353	8	1	454	90	11	10	51	140	62	1,898
町村	430	362	0	0	441	78	15	16	29	131	83	1,585
一部事務組合等	16	6	0	3	0	0	0	0	0	1	0	26
計	1,188	753	11	46	917	171	26	26	80	276	146	3,640

(注) 区分の欄のうち、「公共」は公共下水道を、「特環」は特定環境保全公共下水道を、「特公」は特定公共下水道を、「流域」は流域下水道を、「農集」は農業集落排水施設を、「漁集」は漁業集落排水施設を、「林集」は林業集落排水施設を、「簡排」は簡易排水施設を、「小排」は小規模集合排水処理施設を、「特排」は特定地域生活排水処理施設を、「個別」は個別排水処理施設をそれぞれ略したものである。

汚水処理人口普及率の推移(人口規模別)

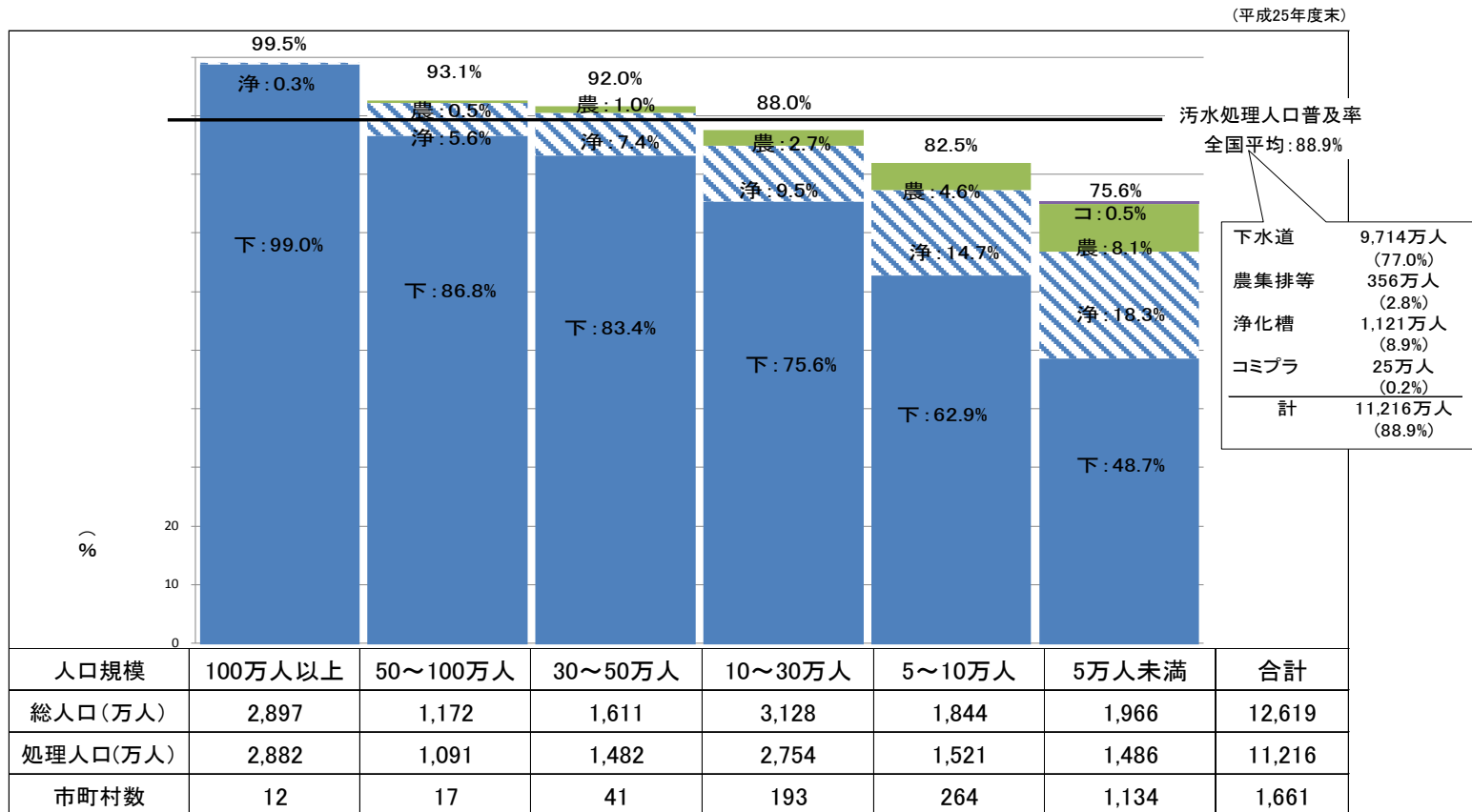
- 汚水処理人口普及率とは、総人口に対する各汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設等、合併処理浄化槽及びコミュニティ・プラント)の処理区域内人口等の割合を表したもの。
- ここ15年ほどで人口5万人未満の町村部の普及率は大幅に上昇。
- 近年は今後の人口減少の見通しや厳しい財政状況を背景に、普及率の上昇は緩やかなものとなっている。



(注) 1. 汚水処理人口普及率(%) = (下水道、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティ・プラントの処理区域内人口等) ÷ 総人口(住基人口) × 100
 2. 平成25年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため公表対象外としている。
 3. 本資料は、農林水産省、国土交通省、環境省より公表された「平成25年度末の汚水処理人口普及状況について」(平成26年9月)を参考としている。
 (参考) 福島県の21年度末の普及率は、73.1%

汚水処理人口普及状況(人口規模別・汚水処理施設別・平成25年度)

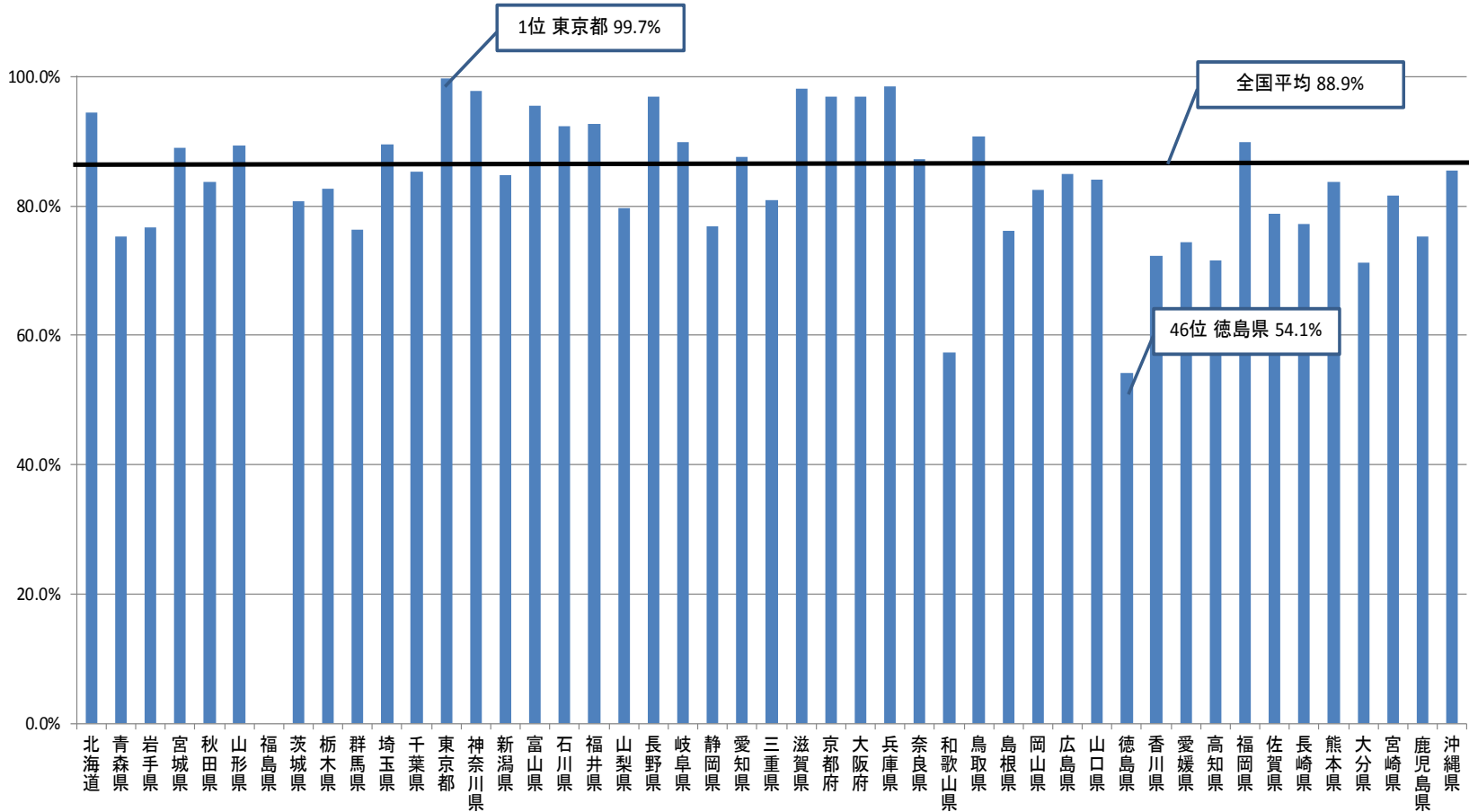
- 汚水処理人口普及率は88.9%(平成25年度末現在)。
- 人口100万人以上の大都市部ではほぼ100%に達しているものの、人口5万人未満の町村部では75.6%となっている。



- (注) 1. 総市町村数1,661の内訳は、市777、町713、村171(東京都区郡は市数に1市として含む)
 2. 総人口、総処理人口は1万人未満を四捨五入した
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある
 4. 平成25年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、公表対象外としている
 5. 下水道とは、公共下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道をいう
 農集排等とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設をいう
 浄化槽とは、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設、個人設置型浄化槽をいう
 6. 本資料は、農林水産省、国土交通省、環境省より公表された「平成25年度末の汚水処理人口普及状況について」(平成26年9月)を参考としている

汚水処理人口普及状況(都道府県別・平成25年度)

- 普及率が最も高いのは東京都の99.7%。普及率が最も低いのは徳島県の54.1%。
- 地理的条件や財政的な課題から普及率に差が生じている。



- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 平成25年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため公表対象外としている。
 3. 本資料は、農林水産省、国土交通省、環境省より公表された「平成25年度末の汚水処理人口普及状況について」(平成26年9月)を参考としている。
- (参考) 福島県の21年度末の普及率は、73.1%

国における下水道の整備目標

○汚水処理人口普及率

約 87% (平成 22 年度末) → 約 95% (H28 年度末) 【社会資本整備重点計画(H24.8.31 閣議決定)】
(※岩手県、宮城県、福島県を除く)

〈現在の普及率〉

約 89% (H25 末)

・ 農業集落排水処理人口普及率

約 68% (平成 21 年度) → 約 76% (平成 28 年度) 【土地改良長期計画(H24.3.30 閣議決定)】

約 88% (H24 末)

・ 漁業集落排水処理人口普及率

約 49% (平成 21 年度) → 約 65% (平成 28 年度) 【漁港漁場整備長期計画(H24.3.23 閣議決定)】

約 57% (H24 末)

・ 浄化槽処理人口普及率

9% (平成 24 年度見込み) → 12% (平成 29 年度) 【廃棄物処理施設整備計画(H25.5.31 閣議決定)】

約 9% (H25 末)

(参考) 社会資本整備重点計画 (平成 24 年 8 月 31 日閣議決定) (抜粋)

○計画期間 平成 24 年度～平成 28 年度

○計画内容 (下水道整備事業関連)

重点目標 1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる

○下水管きよ等の衛生関連施設の耐震・液状化対策の促進

○浸水被害の最小化のための下水道整備の推進

【地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率】

約 34%(H23)→約 70%(H28)

【下水道による都市浸水対策達成率】約 53%(H23)→約 60%(H28)

重点目標 3 持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する

○市街地や水質保全上重要な地域等における公衆衛生の向上や汚濁の著しい河川・湖沼や閉鎖性海域における水質の改善。

【汚水処理人口普及率】

約 87%(H22(※岩手県、宮城県、福島県を除く))→約 95%(H28)

【良質な水環境創出のための高度処理実施率】約 33%(H23)→約 43%(H28)

重点目標 3 持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する

○下水汚泥のバイオマスを用いたエネルギー利用等による循環型社会の実現

【下水汚泥エネルギー化率】約 13% (H22) →約 29% (H28)

【下水道に係る温室効果ガス排出削減】

約 129 万 t 年 (H21) →約 246 万 t / 年 (H28)

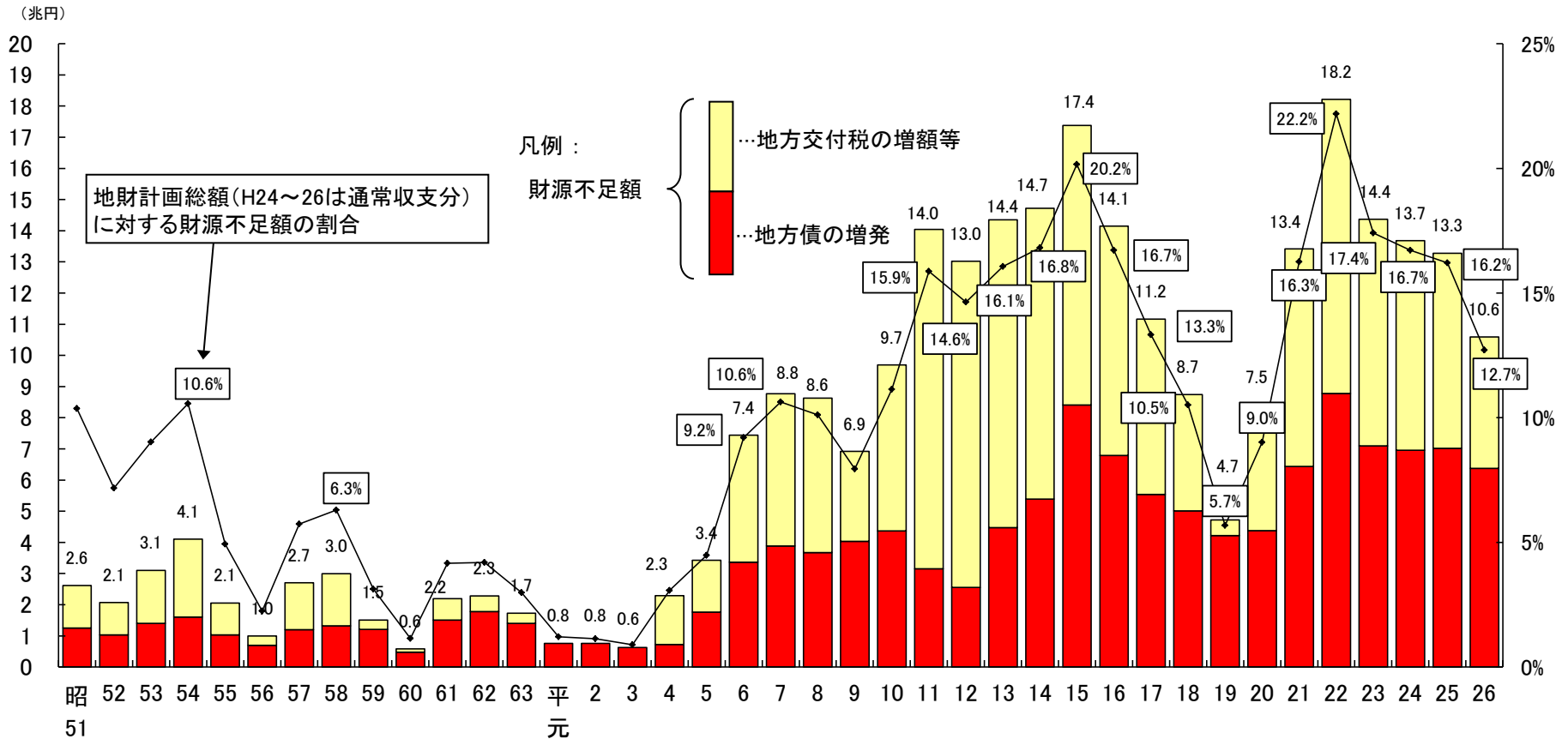
重点目標 4 社会資本の適確な維持管理・更新を行う

○長寿命化計画の策定をはじめとした戦略的な維持管理・更新を行うことで、トータルコストの低減を図る。

【下水道施設の長寿命化計画策定率】約 51%(H23)→約 100%(H28)

地方財政の財源不足の状況

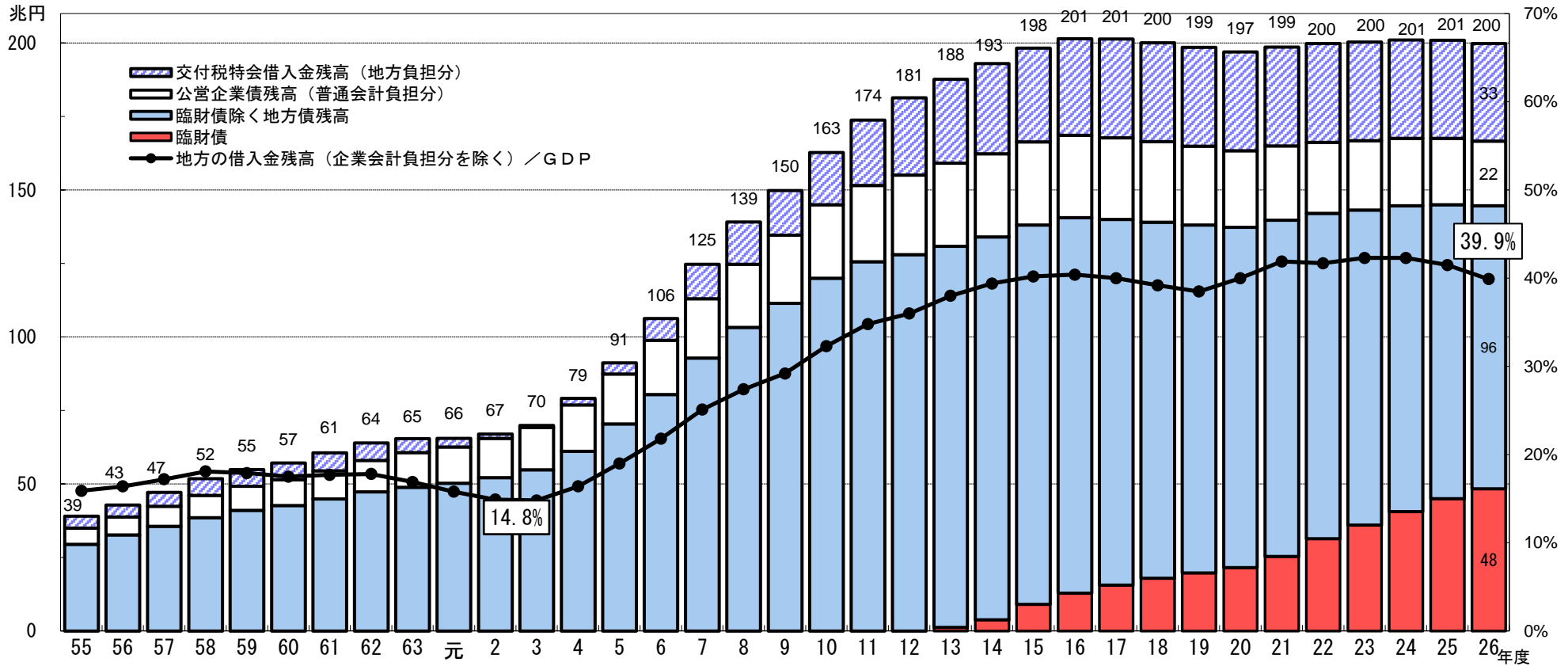
平成26年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ったが、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、10.6兆円の財源不足となり、地方財政計画の約12.7%に達する見込みとなっている。



(注)財源不足額及び補填措置は、補正後の額である(平成26年度は当初)

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、26年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



- ※1 地方の借入金残高は、平成24年度は決算ベース、平成25年度は実績見込み、平成26年度は年度末見込み。
- ※2 GDPは、平成24年度は実績値、平成25年度は実績見込み、平成26年度は政府見通しによる。
- ※3 表示未満は四捨五入をしている。

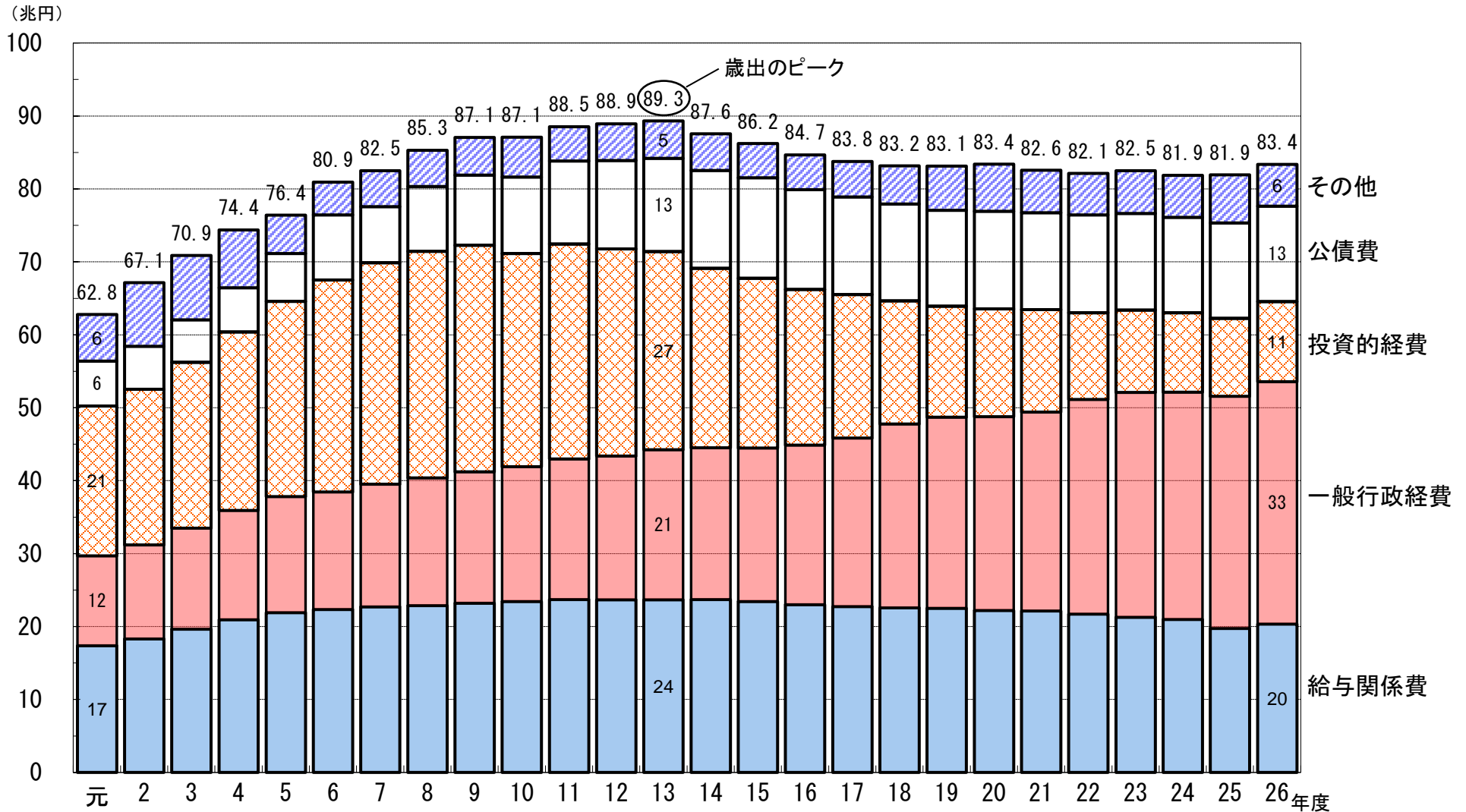
(参考) 公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

(単位：兆円)

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



平成26年度地方財政計画(公営企業繰出金)

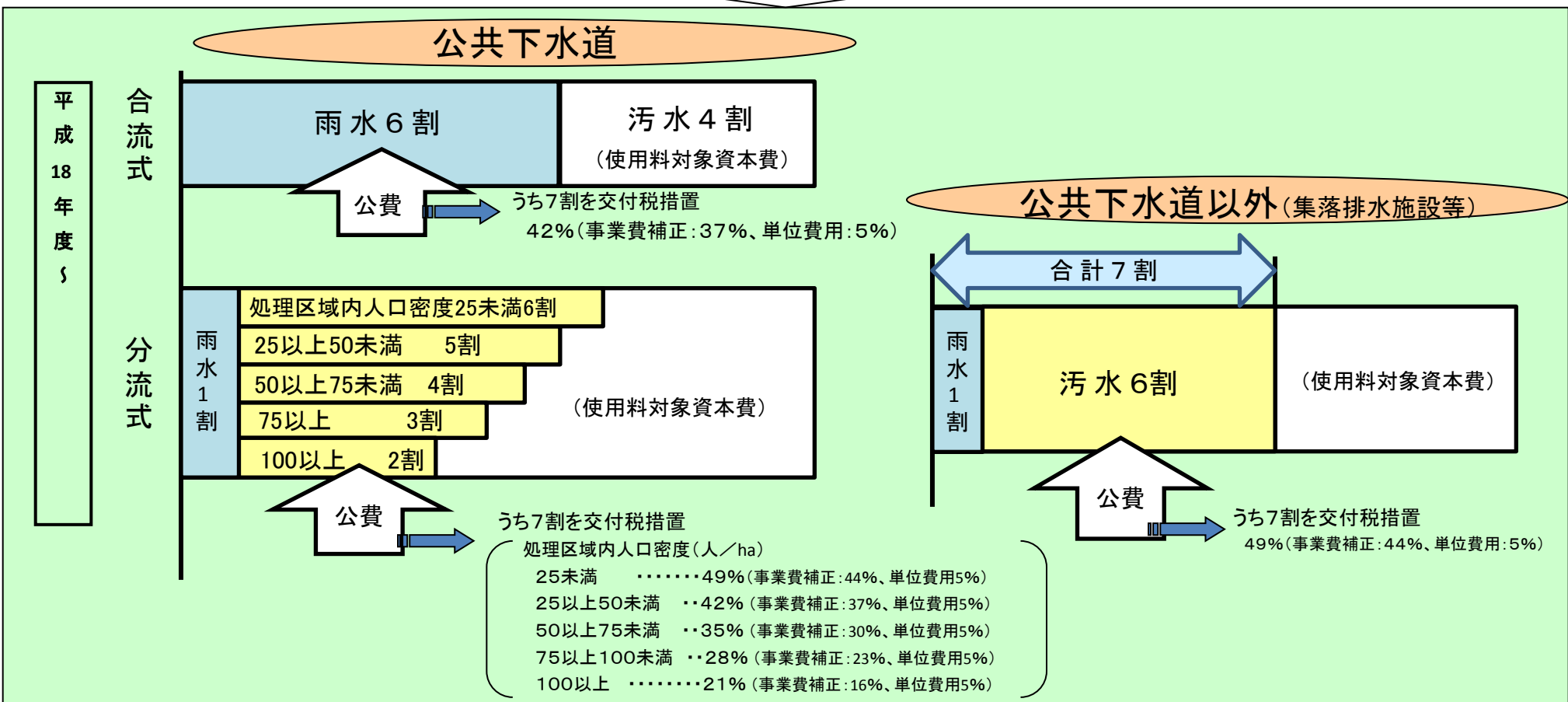
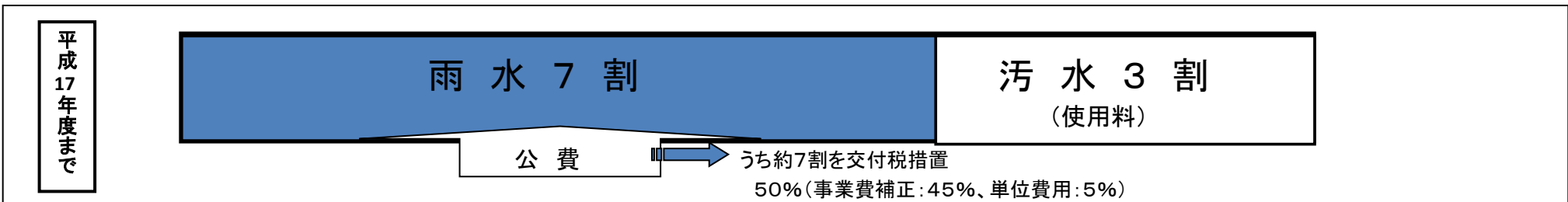
(単位:億円、%)

区 分	繰 出 金						対前年度比較					
	平成25年度			平成26年度			増減額			増減率		
	収益	資本	計	収益	資本	計	収益	資本	計	収益	資本	計
1 上 水 道	263	624	887	259	646	905	△ 4	22	18	△ 1.5	3.5	2.0
2 工業用水道	2	10	12	2	10	12	0	0	0	0.0	0.0	0.0
3 交 通	251	499	750	193	517	710	△ 58	18	△ 40	△ 23.1	3.6	△ 5.3
4 病 院	4,877	2,352	7,229	4,880	2,383	7,263	3	31	34	0.1	1.3	0.5
5 下 水 道	6,175	9,245	15,420	5,919	9,325	15,244	△ 256	80	△ 176	△ 4.1	0.9	△ 1.1
6 市 場	131	129	260	137	138	275	6	9	15	4.6	7.0	5.8
7 簡易水道	180	260	440	181	263	444	1	3	4	0.6	1.2	0.9
8 駐 車 場	3	0	3	2	0	2	△ 1	0	△ 1	△ 33.3	—	△ 33.3
9 港湾整備	2	3	5	2	3	5	0	0	0	0.0	0.0	0.0
10 ごみ固形燃料発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—
11 ガ ス	0	2	2	0	1	1	0	△ 1	△ 1	—	△ 50.0	△ 50.0
12 基礎年金拠出金	446	0	446	496	0	496	50	0	50	11.2	—	11.2
13 公営企業会計 制度改正対応	0	25	25	0	0	0	0	△ 25	△ 25	—	皆減	皆減
14 児 童 手 当	177	0	177	176	0	176	△ 1	0	△ 1	△ 0.6	—	△ 0.6
15 臨特債償還等	22	75	97	21	58	79	△ 1	△ 17	△ 18	△ 4.5	△ 22.7	△ 18.6
合 計	12,529	13,224	25,753	12,268	13,344	25,612	△ 261	120	△ 141	△ 2.1	0.9	△ 0.5

平成17年度研究会を踏まえた地財措置のあり方の見直し(平成18年度)

○ 下水道事業債元利償還金に対する地方財政措置

〔公費部分について公営企業繰出金として地方財政計画に計上〕



下水道事業に係る地方財政措置（公共下水道以外）

○流域下水道

【補助】 【単独】	国庫補助金 50%	下水道事業債 30% (地方負担額の60%)	下水道事業債 (臨時措置分) 20% (地方負担額の40%)
	下水道事業債 90%		10%

○地方交付税措置（部分）
 臨時措置分：事業費補正分(100%) (補助事業のみ) 下水道事業債(臨時措置分)
 下水道事業債：事業費補正分(44%)、単位費用算入分(5%)

○特定地域生活排水処理施設

(分担金 10%程度)

【補助】 【単独】	国庫補助金 1/3	下水道事業債 2/3
	下水道事業債 100%	

○地方交付税措置（部分）
 下水道事業債：事業費補正分(44%)、単位費用算入分(5%)

○特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・ 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易排水施設

(分担金 5%程度)

【補助】 【単独】	国庫補助金 50%	下水道事業債 50%
	下水道事業債 100%	

○地方交付税措置（部分）
 下水道事業債：事業費補正分(44%)、単位費用算入分(5%)

○個別排水処理施設・小規模集合排水処理施設

(分担金 10%程度)

【補助】 【単独】	下水道事業債 (臨時措置分) 30%	下水道事業債 70%
	下水道事業債 100%	

○地方交付税措置（部分）
 臨時措置分：事業費補正分(100%)
 下水道事業債：事業費補正分(44%)、単位費用算入分(5%)

○特定公共下水道

【補助】 【単独】	国庫補助金 2/9	下水道事業債 4/9	企業負担等 3/9
	企業負担 100%		

○地方交付税措置（部分）
 下水道事業債：事業費補正分(44%)、単位費用算入分(5%)

○個人設置型浄化槽(一般会計で設置管理)

【補助】 【単独】	個人負担 6/10	国庫補助金 1/3	市町村費 2/3 80%×乗率	県費補助
	個人負担 6/10	市町村費 2/3 県費補助 80%×乗率		

○地方交付税措置（部分）

※乗率
 都道府県 財政力指数 乗率 指定都市・一般市町村 財政力指数 乗率
 0.8以上 → 0.2 0.8以上 → 0.5
 0.5以上0.8未満 → 0.5以上0.8未満 →
 「-8/3×財政力指数+7/3」で得た数※ 「-5/3×財政力指数+11/6」で得た数※
 0.5未満 → 1.0 0.5未満 → 1.0
 ※小数点以下第3位を四捨五入

高資本費対策の概要

[趣 旨] 地理的条件や個別事情によって料金対象となる汚水資本費が高水準となる事業に対して、著しく高くなる使用料を抑えるため、一定水準の使用料徴収を前提に資本費の一部を公費措置。

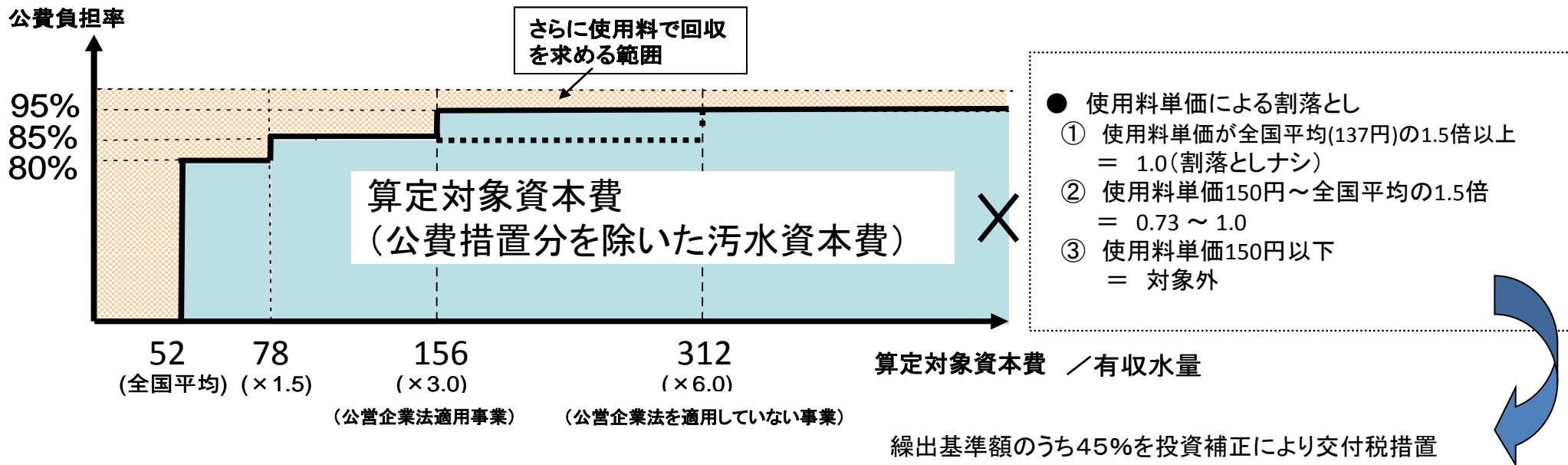
[対象事業] 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち資本費・使用料の要件を満たすもの

(有収水量1m³当たり)

- ・ 算定対象資本費 全国平均(H26:52円/m³)以上
- ・ 使用料 150円/m³(月3,000円/20m³)以上

[繰出基準額] $\left[\begin{array}{l} \text{算定対象資本費のうち、} \\ \text{全国平均を上回る分} \end{array} \right] \times \left[\text{公費負担率} \right] \times \left[\text{使用料単価による割落とし率} \right]$

<平成26年度高資本費対策のイメージ>



資本費平準化債の概要

【目的】

下水道の資本整備に係る世代間負担の公平を図る。

【内容】

A: 建設中施設に係る元金（供用開始前の施設にかかる企業債元金相当額に対する起債）

B: 未利用施設の子（供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債相当額に対する起債）

C: 建設改良地方債の元金（供用開始後の施設に係る元金償還金から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額に対する起債＜資本費平準化債(拡大分)・H16～＞）

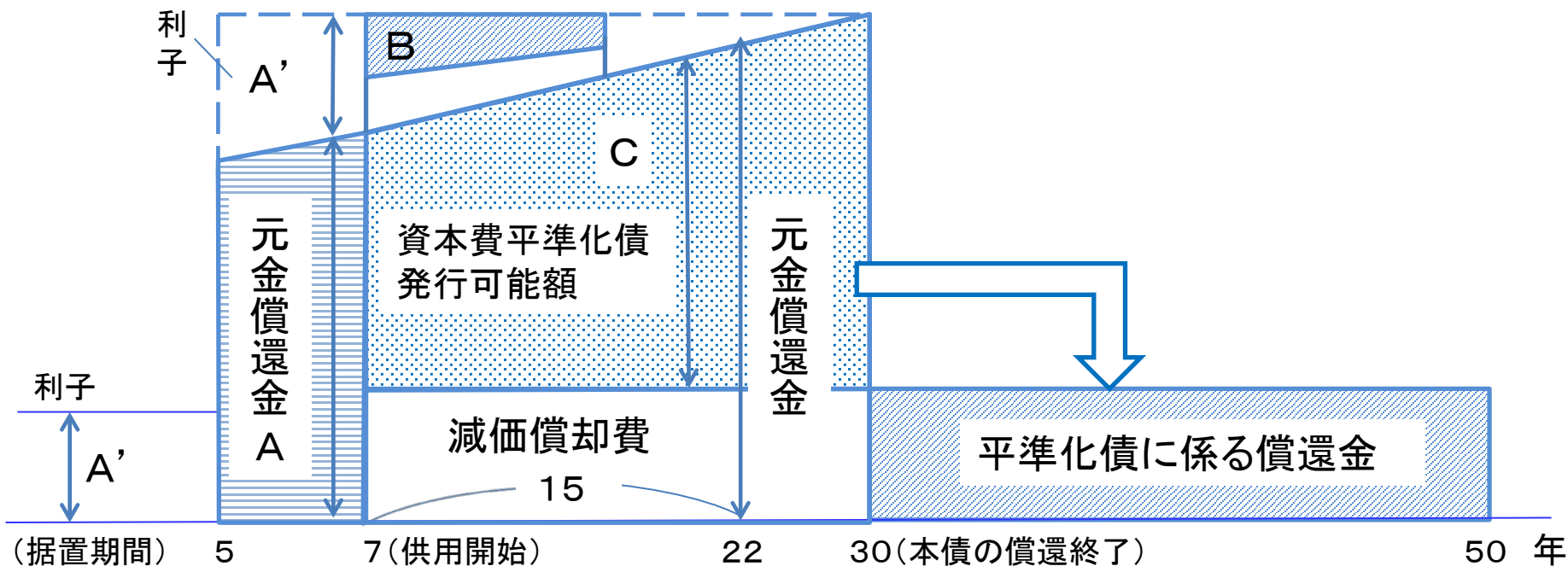
なお、法非適事業については、次の算式により減価償却費を算出する。

(算式)

法非適事業の減価償却費 = 当該事業における下水道事業債発行総額 ÷ A × 0.9

A : 下水道事業に係る施設の耐用年数(下水道事業(右記を除く):45年、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設:28年)

0.9 : 減価償却終了後の残存価格が取得価額の10%であることによる乗率



(参考) 下水道事業に対する地方財政措置一覧

公費で負担すべき経費 (繰出基準)	対象事業	対象経費	地方財政計画上の考え方	財政措置
雨水処理に要する経費 ①維持管理費	すべての下水道事業	下水道施設の維持管理に要する経費	雨水分として対象経費の1.4割を計上	対象経費について普通交付税により措置 (排水人口、排水面積に基づき密度補正)
②資本費		下水道施設の建設改良に要する経費 【元利償還金】	雨水分として合流式は対象経費の6割、 その他は1割を計上	対象経費に対する下水道事業債の充当(充当率100%) 元利償還金に対して普通交付税により措置 (合流式は42%、分流式は処理区域内人口密度に応じて21%~49%、その他は49%の事業費補正)
分流式下水道等に要する経費	合流式を除く下水道事業		汚水公費分として分流式は処理区域内人口密度に応じて対象経費の2~6割、 その他は6割計上	
流域下水道等の建設に要する経費	①流域下水道事業 ②小規模集合排水処理施設整備事業 ③個別排水処理施設整備事業	①~③の建設改良に要する経費 【元利償還金】	対象経費のうち、 ①40% ②、③30%について全額計上 ※ただし、繰り出しに代えて下水道事業債(臨時措置分)の元利償還金に相当する額を計上	対象経費に対する下水道事業債(臨時措置分)の充当 ①補助 充当率40% 100%の事業費補正 ②、③ 充当率30% 100%の事業費補正
高資本費対策に要する経費	・供用開始30年未満の下水道事業(特定公共下水道、流域下水道事業を除く) ・資本費単価が全国平均以上かつ使用料単価が150円/m ³ 以上のもの	当該団体の資本費単価と全国平均の資本費単価との差額に当該団体の年間有収水量を乗じて得た額(ただし、使用料単価による割落としあり。)	対象経費全額を計上 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> (対象団体の資本費単価-全国平均資本費単価)×乗率×有収水量×調整率 ※乗率: 段階に応じて定める乗率(0.8、0.85、0.95) 調整率: 使用料単価/(全国平均使用料単価×1.5) ※ただし、1を超える場合は1とする。 </div>	対象経費について普通交付税により措置 (45%の投資補正)
高度処理に要する経費	活性汚泥法又は標準散水ろ床法より高度に下水を処理する事業	高度処理を実施することにより増加する資本費及び維持管理費	対象経費×一般排水比率1/2×公費負担率1/2	対象経費について特別交付税により措置
地方公営企業法の適用に要する経費	法適用の準備を進める事業	法適用の準備に要する経費	対象経費×1/2	対象経費について特別交付税により措置

※この他、下水道事業債の償還金を後年度に繰り延べる措置として、資本費平準化債や下水道事業債(特別措置分)がある。